

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

町では、ワクチン接種の優先順位が高い 65 歳以上の高齢者への「接種券」の送付が完了し、現在、基礎疾患を有する人からの申請を受け付けています(6月23日現在)。

6月中旬に全戸配布した「コロナワクチン第4報」の裏面が申請書になっています。基礎疾患を有し、接種を希望する人は、**7月15日(木)までに申請**してください。申請は、町ホームページからの電子申請(申請書ダウンロードも可)や郵送、FAXで行うことができます。受理後に「接種券」を送付します。

「益城町新型コロナワクチン
コールセンター」開設中

☎ 0120 - 375 - 265 (無料)

※接種予約の電話は、この番号に掛けてください(「接種券」が届いた人のみ予約可)。

☎ 健康保険課 健康増進係

☎ 234 - 6123 FAX 289 - 7080

令和3年度 国保・後期・介護保険料(税)の減免

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う措置)

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の条件に該当する場合、法令などに基づき、国民健康保険税(国保)や後期高齢者医療保険料(後期)、介護保険料(介護)の減免を、令和3年度分に限り受けられることがあります。

申請期間/方法

申請期間

令和3年7月12日(月)～

(国保・介護) **令和4年2月28日(月)**

(後期) **令和4年3月31日(木)**

申請方法 郵送のみ(必要書類は、町ホームページからダウンロード可)

注意

減免を希望するものの、減免が適用されていない保険料(税)額の決定通知書と納付書がすでに届いている人は、申請をしたその翌月以降で保険料(税)額を調整します。

問い合わせ

国保：税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

後期：健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

介護：健康保険課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

保険料(税)の減免対象となる条件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯の人。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次のA～Cの全て(介護保険料はAとBの両方)に該当する。

世帯の主たる生計維持者の

A 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和3年中の収入のいずれかが、新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、令和2年中の収入に比べて10分の3以上減少する見込みであること(保険金などによる補てん金額があれば、収入に含まれる場合があります)。

B 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること。

C 令和2年中の所得の合計額が1,000万円以下であること。

主たる生計維持者の事業の廃止などの場合、主たる生計維持者の令和2年中の所得の合計額にかかわらず、対象保険料(税)の全部を免除(国保で非自発的失業に該当する場合は、従来の制度が適用され、全額免除には該当しません)。

申告の結果、上記Aを満たさなくなった場合、減免が取り消されることがあります。